

つがる市不妊治療費助成事業のお知らせ

つがる市では少子化対策の一環として、不妊治療を受けている夫婦に対して、治療に対する経済的負担の軽減を図ることを目的に治療費の助成金交付事業を実施します。

● 助成の対象となる方

法律上の婚姻関係にある夫婦で、下記について全て該当される方

- ① 医療保険適用となっている不妊治療（一般不妊治療・生殖補助医療（男性不妊治療含む。））を行っている
- ② 夫婦ともに申請時点において市税等の滞納がない
- ③ 不妊治療開始から申請日まで夫婦の両者がつがる市に継続して住所があり居住実態がある
- ④ 他の市区町村において、同一の不妊治療に要した経費の助成を受けていない、又は受ける見込みがないこと

● 助成額

助成する額は、医療保険適用となっている不妊治療（一般不妊治療・生殖補助医療（男性不妊治療含む。））に要した費用の全額。ただし、医療保険各法に基づく高額療養費等の給付がされる場合は、その給付の額を控除した額。

● 申請に必要なもの

次の必要書類を添えて、治療終了後4カ月以内に申請してください。

- ① 不妊治療費助成金交付申請書※¹
- ② 申請しようとする治療に係る領収書と診療明細書の原本
- ③ 不妊治療費助成事業受診等証明書※²
- ④ 健康保険証の写し
- ⑤ 限度額適用認定証の写し
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

※1・2 子育て健康課にて配布、またはつがる市ホームページよりダウンロードできます。

● 事務手続きの流れ ●

① 不妊治療終了

② つがる市不妊治療費助成金を申請

③ つがる市不妊治療費助成金の交付決定

④ 不妊治療費助成金交付請求手続き

⑤ 後日口座振り込みで支払い

つがる市役所 子育て健康課

電話 0173-42-2044(内線 305・307)